

次は、政治倫理条例の制定だよ、どすこい！
— 町民も議員の不正を監視し、審査の請求が可能に —



平成20年7月から「議会議員の不当要求行為を防止する条例」を決めて、議員の倫理意識の向上に努めてきましたが、地方議員の倫理意識の欠如とみられる事件が全国で多発していることから、さらなる倫理意識の向上をめざし、「福島町議会議員政治倫理条例」を制定したんだよ。

これまでの「不当要求行為等を防止する条例」からの拡充部分を説明するね。どすこい！

(町民の責務)

第3条 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使するような働きかけを行ってはならない。

【町民は、議員を利用して行政等に不正な働きかけをしてはダメなんですよ。】

(審査の請求)

第5条 町民、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるとき、これを証する資料を添えて、町民にあっては被選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては2人以上の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

【不正な行為をした疑いがあると認められる議員がいたら、町民も議員も議長へ審査の請求ができるよ。】

第6条（審査会の設置）、第7条（審査会の職務・権限）、第8条（対象議員の義務）、第9条（審査結果の報告）、第10条（審査結果の措置）

【第6条から第9条までは、審査の請求があったら、審査会を設置、審議して、議長に報告する一連の流れが書かれている条文ですよ。】

【第10条は、違反していると指摘された議員、議会は、町民の信頼を回復するための措置をとらないとならない規定となっているんですよ。】

- ※ 紙面の都合上、第6条から第10条までの条文を掲載できませんでした。議会ホームページで政治倫理条例の全文をご覧ください。
- ※ 条例が必要な方は、議会事務局（47-2215）までお問い合わせください。